○財務省令第七十八号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二十条及び第百二十七条並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）第三十四条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十一日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（収納手続）	（収納手続）
第四十二条　出納主任は、現金を収納した場合（第四十七条の二の規定により受領の委託をした場合を除く。）には、当該取引に係る伝票に領収日付及び職名を記載し、領収証書を相手方に交付しなければならない。	**第四十二条**　出納主任は、現金を収納した場合（第四十七条の二の規定により受領の委託をした場合を除く。）には、当該取引に係る伝票に領収日付印及び認印を押し、領収証書を相手方に交付しなければならない。
（支払手続）	（支払手続）
第四十四条　出納主任は、支払をする場合には、必ず領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付及び職名を記載しなければならない。ただし、第四十八条第一項の規定による支払の場合にあつては、領収証書を徴しないことができる。	**第四十四条**　出納主任は、支払をする場合には、必ず領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付印及び認印を押さなければならない。ただし、第四十八条第一項の規定による支払の場合にあつては、領収証書を徴しないことができる。
（たな卸）	（たな卸）
第六十四条　［略］	**第六十四条**　［同上］
2　前項の規定により出納主任がたな卸をする場合には、会計単位の長があらかじめその所属の職員又は組合職員のうちから指定する者がこれに立会し、その者が確認の証としてたな卸表に記名するものとする。	2　前項の規定により出納主任がたな卸をする場合には、会計単位の長があらかじめその所属の職員又は組合職員のうちから指定する者がこれに立会し、その者が確認の証としてたな卸表に記名押印するものとする。
（電子情報処理組織による申請等）	（電子情報処理組織による申請等）
第百三十二条　［略］	**第百三十二条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力すること又は電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）により署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。以下同じ。）に代えるものとする。	3　第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力することにより署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。以下同じ。）に代えるものとする。
（電子情報処理組織による処分通知等）	（電子情報処理組織による処分通知等）
第百三十三条　［略］	**第百三十三条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力すること又は電子署名により署名等に代えるものとする。	3　第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力することにより署名等に代えるものとする。
（電磁的記録による作成等）	（電磁的記録による作成等）
第百三十四条　［略］	**第百三十四条**　［同上］
2　前項の規定により作成等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力すること又は電子署名により署名等に代えるものとする。	2　前項の規定により作成等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力することにより署名等に代えるものとする。